

## 財産的基礎の確認について

### 1 財産の承継に関する地方独立行政法の定め

- ・ 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を有しなければならない。(第6条第1項)
- ・ 地方独立行政法人が設立団体の有する権利または義務を承継した際に債務超過状態となった場合、設立団体は債務超過状態を解消しなければならない。(第67条第2項)

### 2 地方公営企業会計と地方独立行政法人会計(公営企業型)の比較

#### 開始貸借対照表整理上の主な留意点

項目	地方公営企業	地方独立行政法人	備考
財産評価	原価	時価	県からの承継時に時価を基準として評価
企業債残高	資本金	負債	資本金としていた企業債残高を負債計上
補助金等	剰余金	負債	剰余金としていた補助金等を原則として負債計上
退職給付引当金	任意	義務	退職給付引当金の計上を義務化

#### 法人化後の貸借対照表の試算

H21.3.31現在 (単位:億円)		H23.4.1想定	
固定資産 170	固定負債 1	固定資産	固定負債
	流動負債 16		地方債償還債務
	負債計 17		資産見返負債
	資本金 107		+ 退職給付引当金
	企業債残高		流動負債
	剰余金 91	± 時価評価に伴う資産増減	資本金
流動資産 45	補助金等	流動資産	
資産計 215	資本計 198		

現時点では債務超過とはならない見込みであるが、今後、法人移行へ向けて精査を行う。